

協働 草刈

住民団体等との草刈り業務委託の取組み

1 事業の経緯

従来より、県が管理する道路の草刈業務については、路線の重要性等を考慮し計画的に業者委託により実施されているところであります。しかし、各地域統一的な基準で行っているため、「地域の実情にあった草刈が出来ていない部分がある」といったことが各地域でのワークショップで提言されました。

本事業はこれらの意見を受け、地域でできることは地域で、地域の実情に合った形で実施してもらうという考えから、草刈業務の一部を意欲のある住民団体に委託し、県と県民が協働し、よりよい地域づくり・道路管理を行うことを目的としており、現在検討を進めているところです。

2 事業の内容・メリット

今回の取組みは、これまで業者委託により行っていた草刈業務を、自治会等の地域の住民団体に委託し、周辺地域の県管理道路の草刈りを行っていただくものです。委託契約を結ぶことにより、地域は契約した区間の草刈を責任をもって行い、また完了後には県より業務の対価が支払われます。

本事業を実施することによって、下記のような効果が期待されます。

- 1) 草刈の時期を早める、通学路やカーブ区間の実施回数を増やすといった地域の実情に合わせた草刈が地域の判断で行うことができるようになる。
- 2) 地域住民が集まって作業を行うことにより、地域の連帯感が深まる。
- 3) 自治会等に作業の対価が支払われ、その費用を活用することにより、自治会の活動の幅が広がる。

3 年次計画

本事業は、下記のような年次計画で進められていきます。

- 1) H18 は主に、昨年度ワークショップを実施した団体のうち意欲ある団体について試験的に実施します。
- 2) H19 以降は、試験的に実施した結果を検証、内容を見直した後、HP 等で積極的に事業をPR し、実施団体を拡大します。

	H17	H18	H19～
新しい道路維持管理のあり方の検討(ワークショップ等)	花巻・水沢・一関・岩泉・二戸でワークショップを開催	その他地域でワークショップを開催	継続的に実施
住民団体等への草刈業務委託		主にワークショップに参加した団体について試験的に実施	積極的にPRを行い実施団体を拡大

4 草刈実施範囲

委託契約を結び、草刈を実施していただく範囲は右のとおりです。

- 1) 草刈の対象箇所は、道路両脇 0.5～1.0m とします。
- 2) 草刈の実施区間は、土木部と協議の上決定し、委託を受ける団体が存在する地域、または隣接する地域の範囲内とします。



5 その他

県管理道路の草刈を実施したいけど、大げさなものはちょっとという団体には、「道と川ボランティア活動等支援事業」という制度があります。これは草刈等をボランティアで行う団体に対し、草刈機の替え刃やゴミ袋、軍手といった物品をボランティア団体に支援する制度です。こちらも併せてご検討ください。